



以上の検証結果から、全 10 箇所の実証試験地のうち、8 箇所（岩手県紫波町、岩手県盛岡市、岩手県葛巻町、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、熊本県美里町、宮崎県都城市、鹿児島県薩摩川内市）において、どの植栽密度区も本事業の調査結果から下刈りの終了を判断できた。これらの実証試験地では、低密度植栽区も通常密度の植栽区と同じ下刈り回数で終了できると判断できた。

また、1 箇所の実証試験地（岡山県吉備中央町）については、令和 3（2021）年度に下刈りを実施すれば、どの植栽密度区も下刈りの終了が判断できると考えられた。

一方で、1 箇所の実証試験地（宮崎県椎葉村）では、本事業の調査結果では未だ雑草木との競争から抜け出していると判断できなかったため、下刈りが終了できるかどうかの判断ができなかった。ただし、この実証試験地では植栽密度間で植栽木の樹高成長にほとんど差は見られず、これらの植栽木が順調に成長して優占しているススキ群落の最大高（2 m 程度）を超えることができれば、どの植栽密度区も下刈り終了が可能となると考えられるため。低密度植栽区で通常密度の植栽区よりも下刈り回数が増えるとは考えにくい。

これらの検証結果より、本事業では低密度植栽により下刈り回数が増える事例は確認されなかったと言える。